

12月 明石市相続と不動産無料相談会

家族の
**相続問題と
不動産問題**を
一挙に相談できる
相談会です!!

明石市在住の方・会場のお近くにお住まいの方はどうぞお気軽にご来場ください。当日のご来場もお受付いたします。(事前予約優先)

2日間限定! 専門家が不動産や相続のお困りごとの相談をお受けします!!

司法書士・税理士・不動産コンサルタントが明石市に集結!!

相続診断士
宅地建物取引士
瀧田 貴大



司法書士
上内 紀裕



税理士
松浦 龍太



相続(手続き・税金・対策)・不動産(売却・管理・活用)に関する不安・疑問・要望はございませんか?

- 相続税が将来いくらかかるのか把握したい
- 相続登記を相談・依頼したい
- 生前にできる相続対策について相談したい
- 賃貸経営のトラブルや管理方法の相談をしたい
- 不動産問題(借地・底地/共有/空き家/売却)の相談をしたい
- 予定している遺産相続が相続税に及ぼす影響を知りたい
- 相続税申告をお願いしたい
- 家族信託の活用方法を教えて欲しい

日時 **12/9金・10土** 10:00~17:00 [最終受付:16:00]

場所 **アスパア明石 北館(ウィズあかし)**
7階 学習室702 アスパア明石内に有料駐車場有



〒673-0886 兵庫県明石市東仲ノ町6-1
●JR神戸線または山陽電鉄「明石駅」下車、南口ロータリーに出て左手 徒歩約3分

家族信託・遺言

相続税申告

空き家対策

賃貸経営・建て替え

遺産分割のご相談

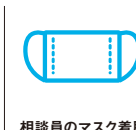
相続登記

相談の
メリット

相続・不動産に強い各専門家が集結し、窓口が一つなので効率よくご相談ができます。
不動産の活用又は売却、選択肢を中立的な立場でアドバイスいたします。
ご相談は完全無料で承っております。安心してご来場ください。

まずは
ご相談
ください!!

新型コロナウイルス感染症対策について



相談員のマスク着用



会場入口での手指消毒



会場の常時換気

注

相続税や家族信託・遺言、
不動産を最大限
活用した相続対策を
ご提案いたします!

相談員

- 司法書士/上内 紀裕
(大阪司法書士会 第5039号)
- 税理士/松浦 龍太
(近畿税理士会 第139021号)
- 相続診断士・宅地建物取引士/瀧田 貴大

お問い合わせ・ご予約 【受付時間】9:30~19:00(土日祝は18:00迄) ※当日の日程が合わない場合にも柔軟に対応いたします。※土日祝もお気軽にお電話ください。

0120
FREEDIAL

0120-851-6666

事前予約制

新型コロナウイルスへの
対策として事前予約制により、
来場人数の調整を行います!!

※予約の方が優先となりますが、当日直接会場へ来られた方も対応しております。

あなたはどのようなことでお悩みですか？

家族信託・遺言

- 事前の対策で認知症になっても相続対策を続けたい
- 資産を凍結させたくない

相続税申告

- 近い将来の相続税の負担について心構えておきたい
- 予定する相続の方法が適切なのか相談したい

空き家対策

- もし不動産を売るとしたら、どのタイミングが良いのか？
相続税との関連は？税金面で有利な方法を知りたい

賃貸経営の問題点

- 賃貸物件(アパート・ビル等)が古くなってきており
修繕費増加・リフォーム・空室の長期化で悩んでいる
- 空室がなかなか埋まらず、収支が悪くなってきている

遺産分割のご相談

- 子どもたちがもめないようにしたい
- 納税資金に困らないようにしたいけど...

相続登記

- 相続が開始された後に何から手を付ければ良いの？
- いつまでにやらないといけなの？

賃貸経営の問題点



賃貸物件(アパート・ビル等)が古くなってきた。
空室がなかなか埋まらず、
収支が悪くなり悩んでいる。

建物が築20年を超えてから空室がなかなか埋まらず、家賃も下がってきており、先々に不安を感じている大家さんが増えてきています。建物・設備ともに老朽化してきており、修繕費(リフォーム含む)にどこまでお金を掛けて良いかを知りたい方(お金をたくさん掛ければ良いと言うものではありません)。空室・家賃収入減少・不良入居者等の問題による賃貸物件の経営改善をして、これから先の不動産賃貸経営が安定して行えるようにご案内いたします。



遺産分割のご相談



子どもたちがもめないように分けたい。
何か良い方法はあるの？

不動産は分けにくい財産です。
共有で相続することは問題の先延ばしです。どんな対策方法があるのか、ぜひご相談ください。



家族信託による認知症対策



もし、認知症になったら、
所有する不動産や預貯金は
どうなるんだろう。事前対策の
アドバイスをしたい。

認知症や脳梗塞などで判断能力が低下すると、自宅を売却することやアパートの管理が難しくなります。また、預貯金が引き出せないリスクもあります。病気になる前に対策をすることで、アパートの管理などがスムーズにできます。その内容をお話しさせていただきます。



相続税申告

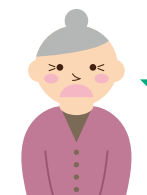


相続税の
申告だけでなく、
将来の相続をふまえた
相談をしたい。

相続は、家族関係の問題と財産の問題が複雑にからまる上に、税金のことも気になるとも難しい問題です。どんな備えが必要なのか、何から取り組んだら良いのか、相続について常日頃から取り組んでいる税理士に相談してみませんか。



不動産の問題点

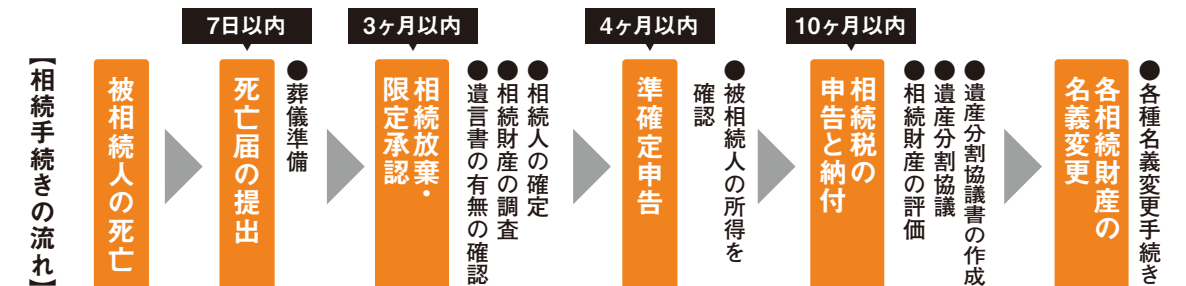


親から不動産を
相続したが、土地の
賃貸は権利関係が
よく分からない。

土地の賃貸(借地権)の問題は、あやふやな点が多いので、貸主と借主の認識の違いによりトラブルに発展することもあります。専門家に相談し、何が問題なのかを把握しましょう。他に、親族と共有状態の不動産や実家の空き家問題等、次世代に引き継がせずに、今、解決をしておきましょう。



相続手続(期限と目安)



相続手続きって何から
手を付ければ良いのか
分からない。名義変更の
仕方が分からない。

相続が開始されると名義変更・登記・相続税申告・役所への各種手続きが必要となってきます。また、期間の制限のあるものや複雑な手続きが必要なものもあります。当相談会では、ご相談者様一人ひとりに合わせたオーダーメイドの相続手続きプランをご提案いたします。※各種専門家と提携。



最新のニュース

相続登記が義務化されます！

内容 2024年4月から
相続登記が義務化されます。

- 相続によって不動産を取得した相続人は、取得を知った時から3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。
- 現在、100万円以下の土地について、相続登記の際の登録免許税の免税措置が実施されています。



不動産を
お持ちの方は、
この機会に
ご相談ください!!



相続安心
相談
グループ

司法書士事務所カナリヤ

大阪府中央区北浜東1番12号 千歳第一ビル6階

智創税理士法人 神戸事務所

兵庫県神戸市中央区御幸通8-1-6 神戸国際会館22階

HitoToki

兵庫県明石市西明石北町1-3-20 エルコーが88 1階

お問い合わせ・ご予約 【受付時間】9:30~19:00(土日祝は18:00迄) ※土日祝もお気軽にお電話ください

0120
FREEDIAL

0120-851-666

事前
予約制